

第213回

新宿区都市計画審議会議事録

令和4年12月12日

新宿区都市計画部都市計画課

第213回新宿区都市計画審議会

開催年月日・令和4年12月12日

出席した委員

**青木滋、石川幹子、遠藤新、倉田直道、澤田展志、戸沼幸市、中川義英、星徳行、三栖邦博、
下村治生、渡辺清人、野もとあきとし、沢田あゆみ、かわの達男、山崎裕一、小田桐信吉、
篠塚一久**

欠席した委員

高野吉太郎、井ノ口徹（代理：高橋交通課長）、大川瑛里

議事日程

日程第一 審議案件

議案第375号 新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について（答
申）

議案第376号 新宿区景観まちづくり計画の改定について

日程第二 その他・連絡事項

議事のでんまつ

午後2時00分開会

○戸沼会長 ただいまから第213回新宿区都市計画審議会を開会いたします。

事務局より、本日の委員の出欠について報告してください。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

本日の委員の出欠状況ですが、**高野委員、大川委員**から欠席のご連絡がありました。また、新宿警察署長の**井ノ口委員**は公務のため欠席のご連絡をいただいております。本日は、交通課長の**高橋様**に代理出席していただいております。

本日の審議会は定足数に達しており、審議会は成立しています。

あわせて、机上のマイクについてご説明します。発言前には、マイク前面の下にあります大

きなボタンを押してください。マイクの先端が点灯しましたらご発言いただきますようお願いいたします。発言後は、同じく前面ボタンを押し、マイクの先端の光が消えたことをご確認ください。発言後にスイッチを切るのをお忘れないようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○戸沼会長 それでは、本日の日程と配付資料等について、事務局からお願いします。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

まず、本日の日程です。議事日程表をご覧ください。

日程第一、審議案件。議案第375号「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について（答申）」、議案第376号「新宿区景観まちづくり計画の改定について」。

日程第二、その他連絡事項。

以上となっております。

次に、本日の資料の確認です。

初めに、議事日程表、A4片面1枚です。

次に、審議案件に関する資料です。

資料1が、議案第375号「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について（答申）」の資料となっています。左上をクリップでまとめています。

おめくりいただきますと、資料1-2、A3横カラー、ホチキス留めの資料です。

その次に、資料1-3、A4横、ホチキス留めの資料です。

これらとは別に、クリップ留めで資料1-1、A4カラー冊子の資料があります。

資料2が、議案第376号「新宿区景観まちづくり計画の改定について」の資料となっています。左上をクリップでまとめています。

1枚おめくりいただきますと、資料2-1、A4両面1枚です。

次に、資料2-2、A4片面1枚です。

次に、資料2-3、A3横カラー、両面1枚です。

次に、資料2-4、A4カラー、ホチキス留めの資料です。

最後に、参考資料、左側をひもでとじた資料となっています。

以上が、本日の案件に関する資料です。

その他、通常は郵送しています次回の新宿区都市計画審議会の開催通知を本日机上に配付させていただいています。お手数をおかけいたしますが、こちらは本日お持ち帰りください。

また、新宿区まちづくり長期計画の冊子を2冊ご用意しています。

不足等ありましたら、事務局までお願いします。

最後に、傍聴の際の注意事項についてです。

傍聴人は静粛を旨とし、次の行為を行うことを禁止します。

1、言論に対して批評を加えたり、拍手その他の方法により可否を表明すること。

2、騒ぎ立てたり、その他の方法により会議の進行を妨害すること。

3、場内で飲食、談笑及び携帯電話による通話を行うこと。

4、みだりに席を離れ、立ち歩くこと。

5、場内で写真、ビデオ等の撮影及び録音をすること。

6、その他秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為を行うこと。また、傍聴人が係員の指示に従わないとき、または会場の秩序を乱したと認めるときは、退場していただく場合があります。

本日の日程と配付資料、傍聴の際の注意事項については以上です。

○戸沼会長 それでは、議事を進めたいと思います。

本日は、審議案件が2件です。

会議はおおむね午後3時半頃をめどにしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程第一 審議案件

議案第375号 新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について（答申）

議案第376号 新宿区景観まちづくり計画の改定について

○戸沼会長 それでは、日程第一、審議案件。議案375号「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について（答申）」、事務局から説明してください。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

それでは、議案第375号「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について（答申）」、**中川部会長**からご説明いただきます。

○中川副会長 部会長を務めさせていただいております**中川**です。

本日は、まちづくり戦略プランの改定に関する答申ということで、本日皆様からご了承いただければ答申として提出をしていきたいという段階に達しました。これまで、この都市計画審議会の委員の皆様、並びに、検討部会の委員の皆様から非常に貴重なご意見をいただきまして、

ありがとうございました。いただいたご意見、検討部会のメンバー共々いろいろと検討させていただき、できるだけこの答申に反映させる努力をしてきたつもりです。

資料1-3にありますように、これまでいただきましたご意見の中において、今後の参考とさせていただきますものも幾つかあります。安全・安心に関わる話、それから防災に関わる話、デジタル化に関する話、それから用語としてこちらの用語のほうがいいのではないかというような話、それから名勝指定の話等々、またさらにはエリア設定に関しましても幾つかご意見をいただいております。これら今後の参考といいますか、今回は5年目ということで、私の中では時点修正を含めたまちづくり戦略プランの改定ということで、すぐ来年、再来年にも本格改定の作業が今後進んでいくかと思えますけれども、その折にはいただきました貴重なご意見等を踏まえて、本格的に議論をしていただければと考えているところです。

いただきました本当に貴重なご意見等々ありがとうございます。内容的には資料1-3に記載されており、これまでもこの審議会において提出させていただいたものもあります。その中においては、用語としてできるだけ分かりやすくしたほうがいいのではないかといったようなご意見もいただき、本文の中において用語解説を記載するとともに、用語集、今回皆様のお手元にはまだありませんが、約6ページぐらいに及ぶ用語集というのを現在作成しているところで、その用語集をつけた段階でこのまちづくり戦略プランの冊子が固まっていくことになるかなど。

いろいろといただきましたご意見の他にも、片仮名の用語やICTだとかIoTであるとかいろいろな用語も出ております。それらについても用語集のところでも丁寧に説明するようにしているということです。

この改定概要の2ページ目にはエリアとしてどこを拡大したのかというようなこともあります。エリア拡大に関しましても、中井駅・下落合駅周辺エリアの辺りでは、西武鉄道新宿線の立体交差化等との関係が必ずしも本文の中で明確になっていないということで、記載を丁寧にしたものもあります。

また、この絵において白くなっているところにおいても、特にご指摘がありましたのは、工場等のある早稲田のところにおいても、今後ちゃんと考えていくべきではないかというご指摘等も受けております。

また、それ以外に、現在指定しているピンク色の間の辺りで、次第にまちづくりの地元の機運が高まってきているところもあります。それらにつきましては、今後の動静を見て、次の本格改定のときにさらに追加すべきかすべきでないかというようなことも含めて、範囲について議論を重ねていただければと思っております。

新たに、西早稲田駅周辺エリアを付け加えるというようなことをしております。

詳細につきましては、事務局からこの後、本文に沿って説明をしていただきますが、ぜひ本日答申案としてのご了解を得られればと検討部会の委員の一人、部会長としては考えております。

本日ご了解が得られれば、これはたればの話になってしまうかもしれませんが、12月15日に区長へ答申として提出させていただきたいと。ただ、その後、年が明けて2月、3月にパブリック・コメントを予定しております。パブリック・コメントを経た後、最終的には来年6月頃に予定されております本都市計画審議会においてまちづくり戦略プランとしてこれでいくという決定を最終的にしていただき、その後7月ぐらいからこの戦略プランに従って施策等々が実行されていくというような予定を今のところ立てているというところ です。

新宿区都市計画審議会としては、本日が最終というわけではなくて、パブリック・コメントを経た後、本当の最終として答申に基づいた案を区でおつくりになり、それが新宿区都市計画審議会において議論され、正式に決定をしていくという段取りを予定していると伺っております。

本日はある意味では半年強の短いといったらあれですけども、熱心なご議論をいただきまして、まちづくり戦略プランの改定ということのたたき台といいますか、答申案というものが出来上がりましたので、ぜひご検討いただければ幸いです。

詳細につきましては、事務局、よろしくお願いたします。

○都市計画課長 事務局です。

それでは、新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（答申案）についてご説明申し上げます。

説明の流れといたしましては、最初に前回10月28日の本都市計画審議会での部会案に対する意見を受けての修正箇所、それから11月7日に開催されました検討部会での意見、修正箇所について、資料1-1、新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（答申案）にて説明いたします。

また、先ほど部会長からお話もありましたが、いただいた意見とその対応につきましては、資料1-3にまとめています。

その後、本答申案の内容について、資料1-2、新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（答申案）【改定概要】について確認をいただきたいと思います。

では最初に、まちづくり戦略プラン、第1章、課題別戦略の部分になりますが、課題別戦略

では2か所の修正を行っています。冊子になっている資料1-1の26ページをお開きください。新宿区におけるグリーンインフラの定義と合わせ、その骨格を示す図を掲載できないかとの意見を踏まえまして、資料1-1の26ページのレイアウトを調整いたしまして、ページの下段のところにグリーンインフラに関する用語説明の欄、それからあわせて、新宿区都市マスタープランで示す七つの都市の森、水とみどりの環、風のみち（みどりの回廊）を示す図を挿入いたしました。

21ページをお開きください。グリーンインフラは必ずしもみどりだけではないという認識も必要だ、狭義のグリーンインフラの示唆も必要だとの意見を受けまして、同ページの中段、「3. 豪雨対策の推進」の部分の上から5個目の点の部分ですが、緑化の推進に加えまして、雨水を保水・浸透させるレインガーデンの整備などを書き込みました。

またあわせて、ページの下部分ですけれども、用語解説の文末辺りの文言ですけれども、「等」という文言を追記しまして、「緑化や水辺空間等」と修正しています。

続きまして、第2章、エリア戦略における修正箇所についてです。最初に、「神宮外苑・信濃町駅周辺エリア」です。51ページをお開きください。51ページの写真のキャプションに避難場所の文言を入れ、文章全体の修正を行っています。

55ページにお進みください。55ページ中段、「2. 潤いあふれる快適な都市空間の形成」の「③自由に歩いて快適に過ごせる空間の創出」になります。記載内容の歩行者ネットワークについて、立体的、重層的な歩行者ネットワークとなっていたものを、ご意見を踏まえまして、「立体的、重層的な」という文言を削除いたしました。

次に、「大久保・百人町エリア」についてです。95ページをお開きください。同エリア内における大久保通りの混雑や補助第72号線の開通、桜美林大学の開校等による人の流れの変化等に対応する歩行者空間の整備に関して、安全対策が必要ではないかのご意見を踏まえまして、「快適な歩行者空間」という文言を、「安全で快適な歩行者空間」と修正しています。具体的には、上段の「2. 地域特性を活かした都市空間の形成」の「①大久保通りの歩行者空間の改良」のfの記載部分と、「③ユニバーサルデザインに配慮した空間の形成」のiの記載部分となります。

次に、106ページ以降の「中井駅・下落合駅周辺エリア」についてです。中井駅周辺に下落合駅周辺が追加されましたが、下落合駅周辺の具体的な方向性について記載が不足しているのではないかとのご意見を踏まえ、複数箇所、加筆修正しています。

108ページをお開きください。「3 主な課題」の「⑨西武新宿線と上落中通りの交差する踏

切は、開かずの踏切であり、その周辺では渋滞が発生しているため対策が必要です。」を新しく追加いたしました。

また、110ページの「4-1 重点的な取組み」の「1. 駅を中心とした賑わい創出」の②の表題に、赤字部分「交通ネットワーク」という文言を追加するとともに、「e. 開かずの踏切による渋滞対策のため、広域的な交通ネットワークについて検討します。」を追加いたしました。

さらに次ページ、111ページの「2. 水とみどりに囲まれた潤いのある空間形成」の「②地域特性を活かした景観形成」のiでは、「妙正寺川沿いでは、染色業などの地場産業と調和した、潤いのある河川景観の創出を図ります。」を追記するとともに、108ページの写真を差し替えています。

次に、11月7日に行われました改定検討部会では、各エリアの4-2、推進方策にみどりを増やすという項目が少ないといった意見がありました。この意見を受けまして、16のエリアの記載内容を全体的に見直し、みどりに関する記載がなかったエリアに追加いたしました。

あわせて、景観や環境に関する項目についても改めて確認し、各エリアに追記しています。

また、128ページ以降の新宿駅直近エリアの「4-2 推進方策」に、みどりに関する記載が少ないといったご意見をいただきましたので、線路上空、人工地盤の上での緑化について記載を追加しています。

135ページをお開きください。新宿駅直近エリアにおける「4-2 推進方策」の「1. 具体的な手法の活用」の「②建物」の上から6つ目の文言に、「大規模な開発等の際の事前協議制度の運用による線路上空の広場空間や建物における重層的な緑化の推進」を追記。「③公共空間」の3つ目の文言のところでは、「東西自由通路や線路上空の東西デッキの整備等による東西をつなぐ軸の強化、新宿グランドターミナルを一体化し、駅とまち、まちとまちをつなぐ多層でみどり豊かな歩行者ネットワークの構築による、回遊性の向上」と修正をしております。

その他、134ページの戦略図に示している駅の東西を結ぶ「風のみち（みどりの回廊）」の表現の修正や、まちづくり戦略プランを全体的に見直し、水辺空間の写真などを増やしています。

以上が前回お示しした部会案からの修正点となります。

なお、その他いただいたご意見につきましては、資料1-3、「第212回都市計画審議会及び改定検討部会でのご意見とその対応」をご確認いただければと思います。

最後に、資料1-2、新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」（答申案）【改定概要】について説明いたします。資料1-2をご覧ください。概要版としての記載内容については

大きく変わっていませんが、グリーンインフラに関する記載部分に都市マスタープランで示す「七つの都市の森」、「水とみどりの環」、「風のみち（みどりの回廊）」の図を記載するとともに、レイアウトを変更し、左側の下段から右上最上段に変更しております。

その他、先ほどご説明した修正事項の反映を概要版でもしています。

説明については以上です。

○戸沼会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの部会長及び事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございましたらおっしゃっていただきたいと思います。

私から1つ、これは区長からの諮問を受けて改定ということでしたけれども、区長の諮問の趣旨としては、やっぱりこの新型コロナウイルス感染症の問題が前面に出て、これについての対応が幾つか述べられて答申の作成にあたって求められていたと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。何か補足的にあればおっしゃってください。

○都市計画課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の拡大という点は1つ重要な視点ということで、資料1-2の改定概要の1枚目の左側のところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大等々を踏まえて、人の動き、仕事の進め方、生活の仕方、変わってきた点について1つ大きな項出しをして、その上でその点につきまして記載の内容のようなゆとりある空間、建物内外の空間であるとか、またグリーンインフラをはじめとする公共空間、公開空地、こういったことの視点というところで対応を記載させていただいています。

その他重要なものとして、デジタル化であるとか、ゼロカーボン、ユニバーサルデザインまちづくりの推進、景観まちづくりの推進等々も現在区で進めている大きな施策であることと、社会情勢の変化の大きな視点であるということで記載をさせていただいております。こういったことを中心に修正をかけているというところです。

○戸沼会長 変な話ですけど、私どもマスクを、これも随分長いことしているんですけども、これはいつ頃とけるかというような議論はありませんでしたか。新宿保健所長がいらっしゃっていますけれども、その辺何かご見解ありますか。

○新宿保健所長 国ではもう室外というか外ではマスクは要らないのではないかということ言われているのですが、これは恐らく国民感情というか、一般の方々が9割以上マスクをして外を歩かれているという状態が変わるまでは取ってもいいという話にはなりづらいものがあると考えております。

○戸沼会長 そうですか。とにかくサッカーなんかみんな外して見てますからね。話が横に

それでしたけれども。関心事はマスクをどうするべきかという。はい、分かりました。

その他にご質問とか、何でもいいです。どうぞ。

○石川委員 質問ではないんですけれども、検討部会のメンバーとして、**中川部会長**はじめ非常に丁寧に、隅々まで見ていただいて、本当にとても、こんなこと言うの申し訳ない、とてもよくなったということを一言申し上げたいと思います。

それで、資料1-2で、今会長からもご質問がございましたように、やはり新型コロナウイルス感染症に対してまちづくりで具体的にグリーンインフラというそういった社会的共通資本をしっかり立ち上げることで、次世代型にまちづくりを行っていくということが、この資料1-2で非常にはっきりと表されたと思っております。レイアウトも変更していただきまして、それから、重なって分かりにくいと皆さんがおっしゃった「七つの都市の森」とか、それから「水とみどりの環」とか、「風のみち」ですね、こういったものが具体的に名前を入れていただいたので、なるほどと、誰が見ても非常にはっきり分かるようにレイアウトも工夫していただきましたので、私としてはいろいろな都市の新型コロナウイルス感染症以後のまちづくりというものを見ておりますが、恐らく新宿区のこのまちづくり戦略プランというのは、いろいろな都市の参考になるのではないかとということで、非常にいい形で検討部会の意見などを取り入れていただいたと思っておりまして、一言お礼のご挨拶をした次第です。

○戸沼会長 他に委員の方でも何かこの際というのがあればおっしゃってください。どうぞ。

○沢田委員 **中川部会長**はじめ、検討部会の先生方には本当にたくさん盛り込んでいただいて、感謝申し上げたいと思います。

大きなポイントとしては、先ほど会長もおっしゃった新型コロナウイルス感染症の拡大という新たな事態を踏まえての改定ということと、ゼロカーボンシティの観点からどうかということとところが非常に大きな点だったと思うんですね。そういう観点からいうと、新宿駅周辺も高層ビルをどんどん建てていって、果たしてどうなのだろうかという根本的な疑問は今も私は持っているわけなんですけれども、神宮外苑もまた同様な形での再開発ということについては、今国会では議連ができたりしまして再開発の見直しを求める動きも出ているという状況ではあるんですけれども。ただ、その前提はありながらも、いろいろ細かいところも含めていろいろ加筆していただいたという点では、検討部会の先生方のご苦勞を私は敬意を表して、これは了承したいと思っているんですけれども。

ただやっぱり、**中川部会長**がさっきおっしゃったように、次に向けてはそういうより根本的なところの議論が必要だろうなと思っておりますので、答申する場合にはそういった意見も

踏まえての意見があったということで答申をしていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○戸沼会長 他にございますか。

じゃあ、意見の取りまとめをしてもよろしいでしょうか。

それでは、議案第375号について、支障なしということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、次に議案第376号「新宿区景観まちづくり計画の改定について」、事務局からお願いします。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

それでは、議案第376号「新宿区景観まちづくり計画の改定について」、景観・まちづくり課長よりご説明いたします。

○景観・まちづくり課長 それでは、お手元の資料2をご用意ください。クリップ留めを外しただきまして、右上資料2-1をご覧ください。こちらの案件につきましては、7月の新宿区都市計画審議会ですまずご報告させていただいておりますので、その時点から変更になった点を中心にご説明をさせていただきます。

まずこちら、新宿区景観まちづくり計画につきましては、平成21年4月の策定から10年以上が経過しているということですので、社会情勢の変化ですとか、まちの現況の移り変わりなど、景観行政を取り巻く環境に変化が生じているということがありますので、こちら今回新宿区景観まちづくり計画については改定をするというような状況です。

こちらの新宿区景観まちづくり計画につきましては、新宿区景観まちづくり審議会で議論しておりますけれども、景観法第9条の規定に基づきまして、こちら当審議会にも付議するというような状況です。

「1 新宿区景観まちづくり計画改定原案について」、「(1) 目的」につきましては記載のとおりです、「(2) 構成」です。「①新宿区景観まちづくり計画」、「②新宿区景観形成ガイドライン」というような構成になっています。今回こちら①の下、※にも記載がありますが、景観法第9条に基づく意見照会といったところにつきましては、①の新宿区景観まちづくり計画についてご意見をいただきたいと考えています。

「(3) 景観まちづくり計画の改定内容」です。「①現況のまちの変化への対応」としまして、超高層ビルの景観形成方針の見直し、「②新たな視点や考え方の追加」につきましては、新宿らしい景観づくりに関する視点の追加、また、夜間の景観形成方針の追加、公共空間の景

観形成方針の追加、屋外広告物の景観形成方針の見直しといったところです。

右上、資料2-2をご覧ください。第210回、7月に行われました当審議会以降の主な変更点についてまとめたものです。

まず1つ目のご意見です。こちら7月の当審議会でもいただいたご意見です。「みどりについて、景観の面でみどりの保全という視点が重要だと思う。」というご意見をいただきました。こちらにつきましましては、こちら本景観まちづくり計画の、資料2-4になりますけれども、こちらの11ページをご覧ください。11ページ下段の視点3です。こちら赤字で「水とみどりを活かす」といったところです。2行目、みどりについての記載を明確にこちらの方針の中で位置づけているというような状況です。あわせて、みどりの景観形成ガイドライン並びに公共空間の景観形成ガイドラインにおけるみどりの考え方、具体的な方策についても、参考資料の262ページ、274ページの中でも記載し、みどりの視点のところについて今回補足しているといったところです。

資料2-2にお戻りください。2つ目のご意見です。こちら7月の当審議会でもいただいたご意見です。「デジタルサイネージについて、音や光など景観に与える影響が大きいと十分に検討してほしい。」というご意見がありました。こちらデジタルサイネージにつきましましては、これまで景観計画検討小委員会等で検討を行っていましたが、自主審査基準に関する記述を改めて配慮事項として項目立てするといったことで、自主審査基準を設ける必要性を明確にしたといったところです。こちら景観形成ガイドラインの中、参考資料の305ページに追記しているところです。

3つ目のご意見です。パブリック・コメントへの対応といたしまして、「粹なまち神楽坂地区の景観形成方針として、屋外広告物の景観誘導の方針を記載してほしい。」といったところです。こちら、景観まちづくり計画の中、資料2-4の41ページです。一番下段の⑤に「伝統と現代がふれあう神楽坂における屋外広告物の景観誘導」といった文言を記載し、改めて神楽坂地区について屋外広告物の景観誘導を行うといったところを方針の中で位置づけています。

また、資料2-2にお戻りいただきまして、4つ目のご意見、パブリック・コメントへの対応です。「届出対象規模に満たない規模であっても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに沿って建築計画を行うようにとの文章を追加してほしい。」といったところです。こちら資料2-4、景観まちづくり計画の67ページをご覧ください。「1 景観事前協議制度」の下段ですけれども、こちら最後の段落になお書きで追加させていただいているというような状況です。

それでは、資料2-1にお戻りください。裏面です。今後のスケジュールです。こちら本日の新宿区都市計画審議会でご意見いただきまして、改めて令和5年1月に景観まちづくり審議会でご審議を行いまして、令和5年4月に新宿区景観まちづくり計画、新宿区景観形成ガイドラインの施行を行うといったところです。

その他、資料2-3につきましては、こちら「新宿区景観まちづくり計画」改定の概要です。こちら7月の当審議会でもご説明させていただいておりますので、説明については割愛させていただきます。

説明につきましては以上です。

○戸沼会長 ただいまの説明に対してご質問等がありましたらお願いいたします。どうぞ。

○石川委員 すみません、教えていただきたいことがあるんですけども。もしかしたら前にご説明いただいているかもしれないのですが。

この新宿区内のガイドラインですね、これで資料2-4の34ページのところに「新宿御苑みどりと眺望保全地区」という図面がありまして、それで、このひもでくくってある参考資料の98ページをご覧くださいなんですけれども、神宮外苑に関しましては、東京都の景観条例19条で大規模建築物と景観形成指針ということで、我が国の近代化の過程で、絵画館が国会議事堂などと並んで挙げられておりまして、景観条例に基づいてしっかり施策を展開してくださいと、都の施策に基づいてということなんです。それと今回の関係がちょっとよく分からなくて、そこを教えていただきたいんですね。

先ほどの資料2-4の34ページに戻りますと、「新宿御苑みどりと眺望保全地区」というように、新宿御苑だけが書いてあるんですけども、聖徳記念絵画館の後ろの区域というのは、新宿区も入っているわけですね。渋谷区との境界確認しないと分からないんですけども、そうしますと、ここは非常に大事な場所で、今、三井不動産さんがホテルを建てられたものから、守らなければいけないところの後ろにホテルがもう建ってしまったので見えるんですけども、その辺はどうなのでしょう、これは新宿御苑だけではなくて、やはり神宮外苑も入れませんか、東京都の条例の範囲をカバーできないのではないかとという質問です。よろしくお願いたします。

○景観・まちづくり課長 それでは、まず今、**石川委員**のご指摘の点です。こちら資料2-4、景観まちづくり計画の66ページをご覧ください。こちら東京都との景観施策の連携といったところで、都と景観計画についての考え方については整合を図っていくことが重要であると認識しています。先ほど**石川委員**からもご指摘のありました、新宿御苑のところについては記載

があるというようご指摘かと思ひます。こちら、明治神宮につきましては、ガイドラインの記載になってしまうのですが、参考資料の276ページをご覧ください。こちらに「明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全」といったところに関する景観形成ガイドラインをこちらに示させていただきますまして、先ほど**石川委員**からご指摘のあったところにつきましては、278ページに、こちら絵画館の裏面のエリア、こちら一定の距離ですね、A、B、C区域といったところで、こちら後背地の建物についてはこちらの眺望の保全をしていくというような趣旨で今回のガイドラインの中に盛り込んでいるといったところなんです。

○石川委員 すみません、それで、私も278ページを見て、A区域が一番大事な地域ですよ。こちらのほうで見ますと、一番大事なA区域の中でJR中央・総武線から向こうのところしか入っていないというのは、一番大事な地域がここで入っていないのではないかなという質問です。この資料2-4のところには入っていないですよ。新宿御苑のところしか入っていないです。

○景観・まちづくり課長 こちらの計画の中ということですか。

○石川委員 こちらの資料2-4の改定原案というところで。その関係がちょっと分からないので、教えてください。

○景観・まちづくり課長 分かりました。

資料2-4の中には文言で記載してまして、66ページの眺望保全に関する景観誘導の強化といったところで、こちら区内では、こちらの景観まちづくり計画の中の記載になりますけれども、下から2行目、「明治神宮聖徳記念絵画館の保全対象物を対象に」と、また新宿御苑の記載、こちらの方針の中で記載させていただいているというような状況です。

○石川委員 これを見ますと、明治神宮聖徳記念絵画館を保全対象、だから建築物の記載ですよ、ここは。ですから、これは眺望に関して、眺望地点からA、B、Cときちっと明示してあって、一番大事なA区域の中でこれですと欠落しているんで、そこが分からないので教えていただきたいということです。資料2-4の34ページ、「新宿御苑みどりと眺望保全地区」、この中で、要するに御苑と書いてあるものですから、大事な絵画館のすぐ後ろのA区域の部分が欠落しています。それでよろしいのかどうかという質問です。

○景観・まちづくり課長 こちらの34ページにつきましては、こちら新宿御苑の部分のお話をさせていただいているページでして、神宮外苑のエリアではないといったところなんです。こちらの新宿御苑とみどりの眺望保全地区といったところですけども、こちら35ページに記載があるとおり、例えば、「②屋外広告物の規制による景観保全」ということで、新宿御苑の中に立ったときに、こちら屋外広告物が見えないように規制するといったような趣旨のエリアです

とか、またこちらの御苑の内部から見える建物を保全するという趣旨のページになっていて、先ほど**石川委員**からご指摘されている神宮外苑の後背地のところにつきましては、こちら景観形成ガイドラインで位置づけて、そちらで眺望の保全を図っていると、そういうような趣旨で今回の計画の中で位置づけている状況です。

○石川委員 ですから、このガイドラインに入っていないといけないのではないんですか。このガイドラインで8か所並んでいますよね、それが景観ですから新宿御苑でもいいんですけども、東京都の非常に大事な場所ということで明示されているエリアが、どこを見ればいいのか。このガイドラインというのは、これが一般的に出て行くわけですよね。

○景観・まちづくり課長 今回一般的に出すのはこちらの景観まちづくり計画と景観形成ガイドライン両方お示しさせていただきまして、こちらをセットで事業者はこちらの区の考え方を、まず景観まちづくり計画につきましては方針といったところでして、景観形成ガイドラインについてはきめ細かな各地域特性に応じた景観施策の方針を示させていただいておりまして、こちら両方をもって事業者と協議をして、適正な、良好な景観を誘導していくという趣旨の冊子になっているというような状況です。

ですので、こちらのガイドラインに記載がありますので、そちらをもって適正に後背地については誘導していきたいと考えています。

○石川委員 いや、ガイドラインに図面とかなないし、記載されていない、先ほどは建物の話ですので、記載されていないので伺っています。資料2-4の34ページ。新宿御苑が全体で一向に当然構わないんですけども、眺望保全地区に関しては連続しています。要するにこれで事業者としっかり話をしていくのであれば、とても大事で守らなければいけないものがこのガイドラインの中に見えないですよね。

○景観・まちづくり課長 すみません、この冊子のつくりの関係になっていまして、資料2-4の表紙に景観まちづくり計画、景観形成ガイドラインと記載させていただいております。こちらホチキス留めの76ページ、一番後ろのこの最後のところ、裏表紙を見ていただきますと、76ページという数字になっていると思います。ひもとじの参考資料のところですけども、こちら表紙に参考資料という形でつけさせていただいておりますけれども、これを1枚めくっていただきますと、下にページ数として77ページというような記載があります。ですので、表紙がこちらのガイドライン、お配りしている都合上別冊になっていますけれども、最終的な出来型としましては、こちら1ページから順番に続いていきますので、1冊の冊子として、先ほどの明治神宮の部分につきましてはガイドラインの該当ページということでお示しさせていただい

ているというような状況です。

○石川委員 それは分かりました。ただ、これは1つの意見として、確かに線路をはさんで向こう側ではあるんですけども、探さないといけないというんじゃないで、やはり他ならぬ新宿区ですから、要するに港区や渋谷区ではなくて、新宿区のエリアがA区域、A区域というのは誘導区域の中でもものすごく大事なわけです。ここがもう見えますからね。三井不動産さんのホテルが本当に恥ずかしいと思います、私は。ここぐらいは守ってほしいと思うところに立ち上がってます。まさかというようなことが起こるわけですよ。超高層を建てたり、いちよう並木だってまさか野球場が来るなんて思っていなかったわけで、誰も想像しないことを未然にしっかり考えて誘導するというのが行政の役割だと思います。線路をはさんでもう既に東京都でA区域としているわけですから、名前はこのままで構いませんが、やはりA区域の色というのは、この何ページでしたでしょうか、区分地区の先ほどの新宿御苑地区ですね、せめて、資料2-4の34ページ、これで東京都の条例できちんと決まっているわけですから、ここで切るんじゃないで、入れるべきだというのが私の意見です。タイトルも新宿御苑云々で構わないですけれども、この図面はやはり連動していないと意味がないと思います。それは私の意見です。

○戸沼会長 では、意見として対応してください。

○景観・まちづくり課長 ありがとうございます。資料2-4の34ページの部分にそちらの眺望保全のA区域ですとかB区域の図示を反映してほしいという趣旨のご意見と理解させていただきました。

○石川委員 この薄い緑で入っているところ、これがJR中央・総武線をはさんで、こちら側にもきちんとありますから、それをやはり追加すべきではないかという意見です。

○戸沼会長 どうぞ。

○かわの委員 今のところに多少関係あるかもしれませんが、これの新宿区景観形成ガイドラインの改定原案、参考資料の98ページですけども、「神宮外苑・南元町エリア」というところで、99ページに明治神宮聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全すると、これはこれでいいんですけども、この写真はね、いつもはもうちょっと手前のいわゆるいちよう並木まではいかないけれども、噴水の近くから見られる絵画館ということの景観と言ったような気がするんだけど、ここは本当に純粋に絵画館だけしか映ってないんですけども。これ以前はもっと手前から見える、だからしたがっているいろいろそのことによって大久保のほうの高層ビルもちょっと低くしてもらったりという経過があっただけに、この辺はどうしてこのようになっているのでしょうか。

○景観・まちづくり課長 すみません、今こちらの絵画館の写真です。委員ご指摘の趣旨というのが、左側のページの98ページかと思います。こちら凡例のところが一番上に眺望点というオレンジの三角の視点、目のマークがあります。**かわの委員**ご指摘のところについては、噴水のところにある眺望点というところで、写真がその趣旨にそぐわないといったようなご指摘かと思いますので、こちらはもう少しこういった広場を含めた写真があるのかどうかというところで差し替えと、趣旨についてはこちらの眺望点からの眺めを保全するという趣旨の方針です。右側の写真がそれとイメージが合わないのではないかというようなご指摘かと思います。

○かわの委員 イメージが合わないとかというのではなくて、これだともう全く絵画館だけを撮って、少なくともこれで見ると、例えば景観だとか眺めとかということを表すような図では全くない。もともとは確かに言ったように噴水のところから確か撮って、そこで国立競技場の向こうにホテルができて、それが結局木が隠れるから大丈夫だとかという話があったり、大久保3丁目の住友不動産の開発はもうちょっと低くしてもらわなくては駄目だとかという議論が昔あったような気がするんですね。それがここに入らないと、いや、もうそれを入れるとしんどいんだということであっても、そこはそうしないと、これだけで見ると本当に絵画館の広大な眺めを保全するというようにならないのではないかなと思うんですよね。そこはもうちょっときちんとしてほしいなと思いますけれども。これだけだと本当に建物だけになってしまいますけれども、いかがですか、その辺改めて。

○景観・まちづくり課長 こちらの趣旨につきましては従前と変わっておりませんので、右側の写真が絵画館だけになっていますので、そちらの前景の広場等含めた眺望の保全がされて、イメージできるような写真があればそちらに差し替えできるかどうか検討させていただきたいと思います。

○石川委員 関連のことで。同じひもでとじてある参考資料の278ページを見ていただきますと、ここにしっかりと眺望地点からA、B、Cと定義が書いてありますので、この定義に従ってやはり今、**かわの委員**がおっしゃったように写真は掲載されるべきだと思います。

参考資料の98ページのところには、図にはきちんと眺望点と書いてありまして、丸池ですね、ここの噴水のあるところから眺望点ということですので、そのルールに従ってこの景観計画ですので、きちんと修正していただければと思います。

○かわの委員 今、**石川委員**も言われたように、それも含めて、新宿的に見たときには、もちろん東京全体から見ると、いちよう並木から見たというのは多分すごく大事なんだろうけど、新宿がこの間ずっとやってきたのは、いちよう並木の部分は新宿区に該当しないものですから、

その噴水のところから見た絵画館というのをずっと大事にしてきたはずですから、そこはぜひきちんとしてほしいということを申し上げておきます。

それからもう一点は、この資料2-3の「超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成」ということですが、これも、「超高層ビル群としてのまとまりを持たせる」とここには言われていますけれども、それはそれで言葉としてはいいでしょうけど、今の図面がいわゆる新宿駅側から見たものと南側から見たものになってる、これでまとまっているんですか、超高層ビル群として。それで、西新宿の部分についてはかなりまとまっているかなと思っているんですけども、新宿駅周辺も含めてまとまりを持たせるとなってくると、この後、例えば小田急や京王あるいはJR、さらには東口の駅ビルになったときに、本当にどう超高層ビル群としてのまとまりになっていくのか、スカイラインとしてなっていくのか。何だかこれだとそれぞれが自由に建ててくださいというような形で、もっと本当にまとめるんだとしたらどのようにするのか、例えば前々から言っているように、一番高いのがやっぱり都庁だと、そこをきちんとするとか、何らかの形で出さないと、これでとてもまとまっているようには私には思えないんですけども、いかがでしょうか。

○景観・まちづくり課長 今のご指摘の資料、資料2-3の下部のところですか。こちら超高層ビル群のイメージ図を示していただきまして、上段の写真につきましては信濃町の方面から見ている写真、下段の写真につきましては富久町の辺りから見ている写真をイメージとして掲載させていただいています。今回こちらのスカイラインの改定につきましては、「新宿区まちづくり長期計画」においても新宿駅周辺地域ではさらなる土地の高度利用を行い、周辺地域とつながる拠点を形成するというようなことがうたわれています。建物の老朽化も進んでおりますので、今後そういった建て替えを契機に国際交流都市の玄関口としてふさわしい整備が行われていくのではないかと認識しています。

現状につきましては、一部、例えば上の写真ですと白い右側の塔状のものができています。このシルエットにつきましては、今の小田急の計画ですとか、歌舞伎町タワーの計画を当て込んでいただきまして、こういった今後、新宿駅周辺で開発が予定されている建物につきましては、こちらの景観形成ガイドラインのスカイラインの中でも位置づけていますので、こういったところでこちらの超高層ビル群がまとまりを持たせるという方針の中で具体的な方策のところを見ていただきますと、なだらかな丘状のスカイラインを形成するといった形で方策のほうも示していますので、今後、事業者に眺望点、シミュレーション図等々を作成してもらいながら、こちらの建物のスカイラインについてはなだらかな丘状となるよう、適切に誘導して、随時良好

な景観が形成されていくように、今後できる建物についてもそういった方針の下に誘導していきたいと考えています。

○かわの委員 私はもちろんこの新宿駅周辺の開発を全く否定するものではありませんけれども、そういう意味ではこのまちづくり戦略プランだとか、それから都市開発ということから見ると、有効利用とかそういうのが出てくると思いますけれども、ある面ではそれと同意じゃなくて、ある面では反するようなことを提起しなくてはいけないのがこの景観だと思うんですよね。開発を優先して、どんどんやってくださいというのはどちらかというとまちづくりのほうになるかもしれませんが、景観はそれをどうまとまりを持ったものにしていくかというところで、場合によっては多少ブレーキがかかることだって、それはやっぱりその数字から見たときにあってもいいのではないかな。また逆に言えば、それが必要なのではないかなと。今の感じだと、それぞれのところが開発ということでどんどん進めますという、そういうどちらかというとまちづくり戦略プランに近いようなことが出てて、じゃあそれで一体景観とすれば、景観まちづくりということでどのようなまちにしていきたいかというのがよくこれでは見えないうんですよね。それぞれの開発にお任せしますみたいでは、何の景観まちづくりだということになるのではないかと、大変きつい乱暴な言い方ですけども、その辺はもう少し何か超高層ビル群としてまとまりというからには何らかのそういう考え方というのがあってしかなるべきではないかなと、特に行政としてはそのことを考えていく必要があるのではないかなと思ってるんですけども、改めていかがですか。

○景観・まちづくり課長 こちらのスカイラインの考え方についてですけども、先ほどブレーキというお話がありましたけれども、やはり景観というところ、景観を創出する面と保全する面、2つあるかと思います。こちら新宿駅周辺につきましては、やはり地元でまちづくりをどうしていくかというような議論がされている中で、やはり景観につきましてもそういった地元の取組と連携すべきと考えています。

先ほど**かわの委員**ご指摘の開発に任せるという趣旨ではなくて、今後行われる開発についてはこういった景観形成方針の中でも、高さについてはびよんびよん飛び出してというわけではなくて、駅周辺の中でまとまったスカイラインが形成されるように、こちらの方針に基づいて、計画任せではなく、区としてもそこはしっかり適正にスカイラインについてはこの方針に基づいて誘導していきたいというような趣旨で今回改定すると、そういうような状況です。

○かわの委員 最後にしますけれども、いずれにしてもね、じゃあ一体そのまとまりを持たせた超高層ビル群の景観というのはどのようなものなのか、別に全部絵を描けとは言いません

けれども、例えば小田急は小田急で、京王は京王で、JRはJRでやっぱり開発したいと思えますけれども、そのことを全く否定はできないけれども、だからこそ景観まちづくり計画というところの中でやっぱりその辺の調和を含めたものをきちんと示すということが大事だし、それが今度の景観まちづくり計画の改定の一つの大事なところになっていくべきではないかなと私は思いますので、これは最後意見も含めてですけれども、申し上げて終わります。

○戸沼会長 他にございましたらお願いします。どうぞ。

○中川副会長 これは確認ということなのですが、新宿御苑のところの7か所の眺望点から見た建物の規制ということなのですが、これは景観まちづくり審議会でかなりきつい意見もしくは大きな反対の意見が出なければ建築確認がされるという手続とっていいのでしょうか。都市計画審議会のところで建築確認のところの話には入っていきませんが、景観まちづくり審議会でもかなり強い意見が出たならば、建築確認の見直しといいますか、西早稲田のところの住友不動産にしてもちょっと横にずらしたりとか、東新宿のところもちょっと変えたりとかしたかと思えますけれども、そこで大きな反対がなければ建築確認がされると。別の言い方からすると、景観まちづくり審議会のところの議論とってよろしいのでしょうかということです。

○景観・まちづくり課長 今、**中川副会長**のご指摘ですけれども、こちらの景観まちづくり審議会では建築計画を中止するとかそういった取組はしておりませんが、こちらガイドライン等で様々なエリアについて配慮事項等を記載させていただいております。今実質的に行っておりますのは、そういった計画が示された場合に、特に景観まちづくり審議会に諮るような案件につきましては、大規模な計画が多いと、そうなりますと周辺に与える影響もかなり大きいので、そういったガイドラインに示されている配慮事項が適正になされているかどうかですとか、または学識の先生から多角的な視点でよりよい計画になるようにアドバイスをいただいて、それを今後の計画の中に反映してもらいますとか、そういったような取組を行うことで、事業者から提案されている内容についてブラッシュアップして、周辺と調和する計画になるように審議会の中でも誘導していると、そういうような状況です。

○戸沼会長 他にどうぞ。

○三栖委員 景観形成の中でみどりの配置が非常に重要だというのは、この景観形成ガイドラインの中でも基本的な考えにあると思うのですが、今大事なのは、こういう広域的な景観形成とか大規模な計画での景観形成もちろん大事なんですけれども、実際はごく普通に人が暮らすまちの景観形成というのが落ちているのではないかと思うんですね。それはなぜかという、この景観形成の届出対象規模が300㎡以上ということで、地区によって軒高7m超えとか、

10m超えとあったりするんですけども、アフターコロナが以前と違うのは、やはり働く場所と暮らす場所、そこがだんだん一体化してくるわけです。ということは、普段人々が暮らす場所の景観をよくしないといけない。いわゆる路地とか道とか街路とか、そういう人々の目に映る景観が大事になると思います。

それで、この対象の規模を小さくしないと、普通のまちの人々が日常暮らすまちの景観形成はこれ以上よくならないのではないかと思うんですよ。よくある話ですけども、大きな木がたくさんある大きな家を取り壊されて、その後細分化され小規模な住宅が建ちます。それはそれで否定するものではないんですけども、そういったところもやはりみどりを配置してもらうなど、そういうことをやっていかないと、いわゆる普通の人が暮らすまちの景観はよくならないと思います。「私のおうちはみんなの景色」とよく言われます。やはり一人一人がそういう自分の住まいに対してみどりを配置するなり何なり、景観形成に自分の家が果たす役割を認識してもらうようにすることがみどり豊かで、人が居心地よく楽しく暮らせるまちづくりには非常に大事だと思います。

そういった意味で、届出対象を見直すということがやはり今の時点ではそろそろ大事かなと思います。建築のほうでいうと、省エネとか、それから断熱とか、規制の対象になる面積基準をどんどん下げてきています。今や普通の規模の住宅でも従来の届出対象から一定の基準を満足させるように省エネ法が改正されています。そういった意味で1つ1つの住宅で、市民一人一人がやはりより良い景観形成に貢献していくという、そういうような誘導をするためにも、この景観まちづくり計画の基本的なところをやはり見直す必要があるのではないかなと思います。

○景観・まちづくり課長 今届出の対象規模の見直しというふうなお話ですけども、今届出の対象規模については見直すつもりはありませんけれども、先ほど資料2-2の中でご説明させていただきました、こちらの方針の67ページですね。先ほどご説明させていただきましたけれども、67ページの中段、緑の字で記載させていただいておりますけれども、景観事前協議等の対象とならない建築物についても、こちらの計画ですとかガイドラインに沿った計画とすることが望まれますと記載をさせていただいております。

また、こちらのガイドラインにつきましては、区内72か所に分けて景観形成の方針ですとか考え方、具体的な方策を72の地区、きめ細かく示させていただいております。こちらについては届出対象規模については見直しは行いませんけれども、こちらの対象とならないものについてはこういったガイドラインを遵守してほしいですとか、また一般の方にもそういった景観の

重要性をご理解していただくといった趣旨もありますので、こちらを改定した暁には、こちらの改定の計画についてしっかり事業者だけではなく、区民の方にも周知していきたいと考えています。

○戸沼会長 他にございましたらどうぞ。

○沢田委員 先ほどの参考資料の98ページ、99ページの「神宮外苑・南元町エリア」のところに戻るんですけども。この99ページの絵画館の写真がちゃんと眺望点のところから撮った写真になると、そこは絵画館前広場、今は軟式野球場になっておりまして、樹木もたくさん植わっている、そういう眺望が見えてくると思うんですけども、例えばこの景観まちづくりということの方針に沿っていえば、さっき**中川副会長**がおっしゃっていた、例えばこの再開発がやられると、今度再開発でこの絵画館前広場のところにはテニスコートとか建物もできたりする計画になっているんですけども、そういったときに、この景観上の問題で、そこはどのようにチェックされていくのでしょうか。この写真も、今撮った写真と再開発後の写真は全く違う景色になってしまうと思うんですけども、それとこの景観まちづくり計画との関係でどう再開発がチェックされていくのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○景観・まちづくり課長 まず、今後の計画についてのチェックというところですけども、例えばテニスコートができる部分につきましては、その眺望点からテニスコートが見えにくいような形で、例えば樹木で隠してもらえたりとか、壁面緑化でみどりと調和するような形の形態になっているかですとか、そういった形で周辺に調和されている計画かどうかというのを確認させていただくといったところです。

その他につきましても、こちらのガイドラインに記載されている内容ですとか、またあと地区計画でも地区の方針ですとか土地利用の方針等ありますので、そういった方針にのっとった計画になっているのかというのは今後の協議の中で確認させていただきたい、そのように考えています。

○沢田委員 そうすると、何か建物を建てるなどかそういうことは当然審議会ですからできないけれども、そういうチェックが入ること。でいえば、やっぱりこの写真もちゃんと眺望点から撮った写真にしておく必要があると。だからあえてこっちの写真にしたのかもしれないと、うがった見方をしてしまったのですけども。それはちゃんとした写真にしてもらいたいなと思います。

みどりについてなんですけど、みどりの保全ということで、資料2-2ではその意見を反映したページが資料2-4の11ページ、参考資料の262ページ及び274ページと3つ書いてあるんですけど

れども、11ページのところと262ページを見ますと、既存樹木の保存、移植等によるみどりの保全とか、新たな植樹等によるみどりの創出とかとなっていて、ここも本来は今あるみどりを保全していくというのがまず大前提にあって、その上での代替策としての移植だったり、そこに新たなものを植えていくだったりということだと思わなければならない、何かここも、神宮外苑の議論も常にそういう問題が出てくるんですけれども、やっぱり移植をするということはその場所からなくなってしまうので、景観上は全く変わってしまうわけなんですよね。だから、今あるみどりを保全していくところを強調していかないといけないのではないかなと思うんですが、274ページのところはそれがどのように反映されたのかがこれじゃ全く分からないんです。そこをご説明をお願いします。

○景観・まちづくり課長 今、**沢田委員**ご指摘の、例えば262ページと274ページといったところでガイドラインのところで追記という記載があります。まず、みどりに関するガイドラインにつきましては参考資料の262ページに記載があります。こちらに「景観形成の方針」といったところで、「1 まちの記憶や文化を大切にする」といったところで、まず一番上段の「(1) みどりを保全する。」といったところを記載させていただいております。こちら具体的な方策の部分にも記載がありますけれども、「地域の歴史や文化を伝える既存樹木を保存・移植する」と。また、移植する、新たに植樹する場合については、将来の成長した姿を見据えて既存樹木との連続性ですとか調和、歴史性を配慮した樹種を選定するといったところで、こちらガイドラインの中できめ細かく記載をさせていただいております。

274ページとの違いといったところですが、今回こちら274ページにつきましては、公共空間の景観形成ガイドラインの方針といったところなんです。こちらイメージしやすいところだと、例えば大規模開発等が行われる場合については下部に公開空地等が設置されるといったところがあります。今回新型コロナウイルス感染症の影響でこういった公共空間の使い方、使われ方というのが見直されているというような状況がありますので、今回ガイドラインの中でもこういった公共空間の景観形成の視点というのを盛り込ませていただきました。

そういった中で、みどりのガイドラインとはちょっと違いますけれども、こういった公共空間の中でも例えば1の(3)、274ページの左下にありますが、こういったところで利用者の視点を重視して、みどりと潤いを感じられる景観を創出するといったような、新たに創出されるそういった公共空間についてもこういった視点で創出してほしいという趣旨でガイドラインの中で今回追記させていただいているというような状況です。

○沢田委員 移植をしたものが果たしてうまくその後もちゃんと育っていくかどうかという

のは非常に疑問があるところで、今ある樹木を保存していくことが地球温暖化対策としても非常に有効であるということが今いろんな研究、調査の発表で出ているわけですから、やっぱりそういう観点からも、まずは樹木の保存を徹底してやると、できなかったときにどうするかという話だと思いますので、そこを強調していただきたいと思います。

だから、274ページは保存とかというのが全く書いてなくて、新たに何か公共空間をつくるとなったときに、樹木を増やすというんだったら創出するでいいんですけども、今あるものをなくして創出するというのはちょっといただけないと思いますので、そこはちゃんと公共空間でこそ樹木を保全するというを書きいただきたいと思います。

それから、先ほど**かわの委員**がおっしゃっていた新宿駅周辺のビルの問題ですけれども、私こら辺が景観まちづくり審議会でどういう議論がされたのかなというのがよく分からなくて、調べたんですけども、議事録が載っていないんですね、景観まちづくり審議会の。だから、本当にどういう議論がされたのかがよく分からないんですけども。ただ、今日の主な対応一覧みたいなのが資料で出てまして、そこではパブコメとか審議会とかで意見が出たのではないのだけれども、事務局による修正ということでこういうところが打ち出されたりしているんですね。だから、景観まちづくり審議会での議論というのは果たしてどうだったのかなと。私もさっき**かわの委員**がおっしゃったように、そもそも建てるにしても、ここのラインは守ろうよというのが景観まちづくり計画だったりガイドラインだったりするのだらうと思ってきたものですから、けれど、さっきの議論を聞いていても、そうじゃなくて、大きいものを建てていくことが景観上もいいんだというような感じに受け取れたものですから、その議論を教えてください。

○景観・まちづくり課長 それでは、右上の資料2-1の裏面をご覧ください。これまでの経緯ということで、こちらの景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインにつきましては、令和2年10月に景観計画の検討小委員会というのが設置されています。こちらの小委員会の中で4回の議論を重ねまして、令和3年3月にこちら改定方針というものが示されているというような状況です。今回この方針に基づいて景観まちづくり計画を改定していたんですけども、こちら超高層ビル群の議論の中でどういった議論があったのかといったところですけども、先ほどご紹介させていただいたとおり、小委員会の委員からの視点の中では地元でまちづくりをどうしていくかという議論がされていて、地区計画を定められているのであれば、そういった計画と連携を図っていくべきではないかという意見をいただいております。ただ、先ほどからお答えさせていただいておりますとおり、それを無秩序に建てさせるというのではなくて、今回こ

ういったスカイラインの考え方を示すことでそういった新たにできる建物についてもスカイラインについてはこういった趣旨に基づいて適正に誘導していくべきだということで今回の改定内容になっているというような状況です。

○沢田委員 それは高い建物をむしろ建てたほうが良いという考えということですか。

○景観・まちづくり課長 むしろ高い建物を建てるほうが良いというわけではなくて、今後計画される建物のスカイラインを適正に誘導していくというような趣旨で議論されているというような状況です。

○沢田委員 分かりました。いずれにしても景観まちづくり審議会がこの景観計画についてはメインの議論をしているので、議事録とかはちゃんと早くアップしてもらわないと、ここでの議論がちょっとうまくかみ合わなかったりするので、ぜひそれをお願いしておきたいと思います。以上です。

○戸沼会長 他にどうぞ。はい、どうぞ。

○石川委員 資料2-4の60ページと61ページを見ていただきたいんですが。景観重要樹木ということで、ここにこの広大な新宿区で4本だけ、私はこの間いろいろ調べて大変驚いたんですけども、もちろん神宮外苑のいちよう並木、3本か4本だけですけども、守ると、当然皆さんが言ってらっしゃる。それから、絵画館の前、それから建国記念文庫も本当に100年を超える立派な木がたくさんありまして、もちろん今回かなり伐採されますが、それでも事業者の方には当然守るということで保存というふうに丸がついてある樹木もたくさんあります。

私の疑問というのは、この景観重要樹木というのは非常に大事なものだと思うんですが、どうしてこのたった4本しかないのか。それから、所有者も明治神宮ですけども、それから守るといっているものが何ゆえこの景観重要樹木というものに指定されていないのか、つまりこれを見ますと道路その他公共の場所から容易に望見することができ云々ということで、歴史または文化的、当然ですね、それから地域の景観を先導し、ですから、この条件に100%合致する、しかも所有者の方も守りますと言っていると、それが何ゆえ景観重要樹木として指定されていないのかということについて、理由を伺いたいと思います。

○景観・まちづくり課長 神宮外苑の樹木の件で、景観重要樹木になぜ指定されていないのかといったようなご質問かと思えます。こちらにつきましては、所有者からの申出等々あった場合についてはこちらの指定条件に基づいて指定しているといったような状況です。

今回神宮外苑に限らず、先ほどみどりのガイドラインの中でも今回の改定の中で示させていただいておりますけれども、例えば神宮外苑の地区ですと、いちよう並木を中心とした景観を

創出するですとか、先ほどのガイドラインのところについてはみどりを保全するといったところで、ガイドラインの中でしっかりみどりについて示させていただいておりますので、今後そういうみどりの保全、神宮外苑に限らず、他のエリアについても同様ですけれども、こういった今回の改定方針に基づいてしっかりそういったみどりが保全されるように、こういった方針の中で位置づけて事業者と協議していきたいと考えています。

〇戸沼会長 景観形成ガイドラインで新宿区全体の議論が少しいかなので、今のご意見と他に何かこれ全体についてのご意見が何かございましたら言っていただきたいと思います。

では、私から1つ、表紙が「新宿らしい景観づくり」というのが表題で、その内容は「変化に富んだ地形、まちの記憶や文化、水とみどりを活かした」と、これは別に新宿区でなくてもどこでも当てはまるのではないかと思うのですが、何かもう一つ新宿らしいという表現が全体にできないものですかね。というのは、例えば前に花園神社の亡くなった宮司さんと新宿について随分議論したことがあるんですが、花園神社の宮司さんは、新宿らしいというのは歴史性というのを挙げましたね。それから、前衛性という、それからわい雑性という3つを。だから、どうですかね、新宿らしい景観というと、地形と記憶と水とみどりじゃ、どこの区でも他の市町村でも当てはまるのではないかと思うので、それは僕としては何か景観まちづくり審議会に聞いてみたい感じがするんですね。歴史性はいいんだけど、前衛性ぐらいは、わい雑性というのを入れるというのはちょっと難しいかもしれない。前衛性ぐらいは。何か私どもの新宿の議論というのは、2020年から2050年ぐらいのイメージで議論していると思うんですね。東京都が今度出した「「未来の東京」戦略」ですか、あれの期限が2030年とか2040年を目指したプランなんですね。ですから、私どもが今やってるのも、2050年ぐらいをイメージして、私なんかとも生きてはいないわけですがけれども、皆さんの場合は2050年を目指したイメージで新宿を語るというスタンスじゃないかと思うんですね。

ですから、何か新宿らしいという議論のときには何か前衛性、前のいろんな新しいものをつかんでいくという新宿の性格を何かこの中に入れてもいいのではないかな。これ個人的な感想なので、他に何かそれ的な議論がありましたら。

〇景観・まちづくり課長 今の**戸沼会長**のご指摘につきまして補足で説明させていただきます。A3版の資料2-3をご覧ください。こちら今回左側の「1 新宿らしい景観づくりに関する視点」といったところを記載させていただいております。今回こちら右側に3つの視点がありまして、左下の視点2というところに、今まではまちの記憶といったところで、先ほどの歴史性のところかと思っておりますけれども、こういった記載をさせていただいております、今回の

改定の中にこちらの視点2の中に文化というような視点も追加させていただいております。こちらにつきましては、上の矢印1つ目にありますけれども、やはり人々の営みの歴史とか文化等が積み重なって新宿特有の歴史や国際色が感じられる景観が形成されているといったことがありますので、今回改定に合わせて文化という視点を追加させていただきました。

〇戸沼会長 逆に言えば、文化なんかどこの区だってまちだって出てきますよ。いや、僕言ってるのは、キャッチフレーズでね、分かりやすいキャッチフレーズをもうちょっと考えてもいいのではないかという感想ですね。表紙に出てないと、中身見ないと分からないのではないかな。せめて前衛性とかですね、新宿らしさを、それは景観まちづくり審議会の方にそのような意見もあったということを伝えてもらいたいですね。それは僕の感想です。その辺、**倉田委員**、どうですか。

〇倉田委員 それは特に外から来た人からすると、どんなところが新宿区の景観の魅力かといったときに、それは両方の評価があると思いますけれども、例えば結構、歌舞伎町のあの夜景とかというのはある意味でポジティブに評価しているところはあるんですね。それは先ほど**戸沼会長**がおっしゃったわい雑性とかそういうところにも関係しているのかもしれないんですけども、非常にあれが1つの個性だと捉えている人もいるということなんですね。ただ、私個人の考えとしては、そういう捉え方はもちろんあると思うので、それはそれでいいんですけど、それはやはりある程度地域を限定してああいうものを共有していかなくてはいけないのかなとは思っているんですね。

実はちょっと質問を考えてたんですけども、よろしいですか。1つは、屋外広告物についてなんですけれども、今回かなり力を入れてかなり細かいところまで、特にデジタルサイネージなんかも含めて検討されていて、これは評価していいのではないかなと思ってるんですけども。1つ質問なんですけど、いわゆるラッピング広告とか、それがラッピング広告になるかどうか分からないんですけども、新宿を歩いていると大型トラックのような、全部が広告になって、それから音も出してというような車が走ってるのが結構気になるんですけども。あれは今回屋外広告物の議論の対象になっているのでしょうか。

〇景観・まちづくり課長 ラッピング車につきましては、今回の計画の対象外です。あちら車体広告になりますので、今回計画の中でやっているのは建築物を取り扱うということで、対象外とさせていただいております。

〇倉田委員 1つちょっと伺いたかったのは、特に例えばホストクラブの広告が前面に張ったような、それも光も出してるような車が結構走ってますよね。あれはかなり新宿独特の景観じ

やないか。先ほども言ったように、わい雑性というのは1つあるんですけども、それは場所を限定しての話だと思うので、ああいう車が新宿のありとあらゆるところを走っていると、何かやはりちょっと違和感を感じるというところがあるんですね。そういう意味で今回対象にならないというのが、1つはなぜかなど。確かに都営バスのラッピング広告とかというものの議論はされていたように思うんですけども、それはそれでそれほど問題だと思っはいいないんですけども、やはり新宿固有の課題として、あの手の車は結構目につくというのは、やはり屋外広告物のほうからも何か一言言う必要があるのではないかなという気はするんですけどね。非常にインパクトが大きいんで。ということです。これは意見でして、特にそれに対して今回の議論の対象でなかったというお答えでしたので、それはそれでもう仕方がないと思います。

○戸沼会長 では、ご意見として伝えていただくということでもいいですか。何かありますか。他のご意見がございましたらどうぞ。

○遠藤委員 今回の改定のこの資料2-3の4つ目のところに、「居心地の良い公共空間をつくる」、公共空間のガイドラインを今回設けているというのが1つの特徴かなど。現代のコロナもあってみんな屋外での過ごす時間も増えたりなんかもあって、公共空間をいかに魅力的にしていけるのかということにきちんと景観の考え方の中で位置づけていこうという点は非常に評価していいのではないかなと思います。

それで、今このガイドラインの中を見ていたんですが、参考資料の274ページから275ページに書いてあって、居心地の良い公共空間をつくる考え方が、どちらかというにつくって終わりというような印象の強い内容のように感じられました。例えば(5)のところに「景観を維持し続けるため、持続可能な公共空間を形成する。」と、275ページですね、書いてあるんですが、本来はいかにしていい状態を維持管理をしていくのかということがとても大事なはずで、具体的には例えば掃除するとかみどりの手入れをしていくとか、つくるときにいかにして持続可能な、つまりメンテナンスフリーな方向に行ってしまうのは多分趣旨としては違うのではないかなという点も、当然メンテナンスできる限り、メンテナンスに力をかけなくてもいいようなつくり方をしていくということは努力というかつくり方としては必要な点だとは思いますが、つくって終わりというよりも、つくったものをいかにして魅力的な状態で維持管理をしていくのかということを考えて入れておいたほうがいいのではないかなというのをちょっと感じました。

恐らく事業者と区で例えば協議なんかをやっていくときにも、そういう考え方が共有できるのか共有できないのかというところで、どこまでの内容を許容していくのかというのも変わっ

ていくと思うんですね。なので、意見というような側面がありますが、つくって終わりではなくて、つくったものをいかにして魅力的なものを維持管理をしていくのかという視点の文言がこのあたりに入っているといいかなという論点です。

○景観・まちづくり課長 ちょっと分かりづらい記載になりますけれども、この参考資料の275ページの2番の例えば(2)ですね、その後のところ、ちょっと分かりづらい表現かもしれませんが、「区民・事業者・行政の連携により維持管理や運営を行い、地域をつくり育てることを推進する。」ということで、こちらの中でも例えば住民参加の機会を創出するのですとか、こういった記載をさせていただいて、公共空間のつくったその後というような記載をさせていただいています。今ご指摘の中でこの辺が分かりづらいというようなご指摘ですので、景観まちづくり審議会の委員の先生にもそういったご意見を伝えさせていただきたいと思えます。

○戸沼会長 他に何かご意見ございましたらおっしゃってください。

大体よろしいですか。

大体よければ、私どもの審議会としての考え方ですとか、全体としては今まで幾つか出た意見をお伝えして、支障なしということでよろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

日程第二 その他・連絡事項

○戸沼会長 日程第二、その他・連絡事項。

前回、第212回都市計画審議会の議事録については、**青木委員**に署名をいただきたいと思えます。

また、今回の議事録については、次の1月の都市計画審議会に間に合わないようですので、郵送で**篠塚委員**に署名をいただきたいと思いますが、それもよろしくお願いたします。

その他、事務局から何かありますか。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

次回の開催ですが、令和5年1月13日金曜日、午後2時より開催予定です。

先ほどもご説明しましたが、机上に配付した開催通知をお持ち帰りいただくようお願いいたします。

なお、本日の議事録ですが、先ほど**戸沼会長**からお話がありましてとおり、校正作業などのため、1月の都市計画審議会に間に合わせるできません。そのため、**戸沼会長**と**篠塚**

委員に郵送にて署名をいただき、個人情報に当たる部分を除きホームページに公開してまいります。お手数おかけしますが、よろしくお願いします。

また、資料につきましてもホームページに公開してまいります。

事務局からは以上です。

〇戸沼会長 それでは、今日はこれで閉会したいと思います。ありがとうございました。

午後3時45分閉会